

平成28年度

登米市老人保健施設事業会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月2日提出〕

宮城県 登米市

議案第10号

平成28年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成28年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度登米市老人保健施設事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（1）入所利用者数	27,010人	△774人	26,236人
うち短期入所者数	1,460人	2,212人	3,672人
（2）通所利用者数	7,522人	△43人	7,479人
（3）一日平均入所者数	74人	△2人	72人
うち短期入所者数	4人	6人	10人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 老健事業収益	411,887千円	△15,528千円	396,359千円
第1項 事業収益	393,577千円	△15,628千円	377,949千円
第2項 事業外収益	18,310千円	100千円	18,410千円
	支	出	
第1款 老健事業費用	463,084千円	△2,739千円	460,345千円
第1項 事業費用	421,425千円	△2,739千円	418,686千円

（債務負担行為）

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務の委託等に関する契約	平成29年度	平成29年度当初予算に計上する当該契約に係る予算の範囲内

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	303,790千円	△1,251千円	302,539千円

平成29年2月2日提出

登米市長 布施 孝 尚